

教育等の振興に関する大綱について

1 大綱とは

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。大綱に記載された内容について、市長及び教育委員会で調整がついた事項については、双方に尊重義務がかかる。

2 趣旨

地域住民の意向を教育行政へより一層反映させるとともに、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため。

3 策定の手続き及び策定者

市長と教育委員会が総合教育会議の場で協議・調整を行い、市長が大綱を定める。

4 内容

- (1) 国の教育振興基本計画の基本的な方針を参考にして策定する。
- (2) 教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策の策定を求めるものではない。
- (3) 教育のほか、学術、文化、スポーツも大綱に記載する対象となるが、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に定めるものではない。
- (4) 地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合には、その中の「目標」や「施策の根本となる方針」の部分が大綱に該当すると考えられることから、市長が、総合教育会議にて教育委員会と協議・調整し、当該計画を大綱に代えると判断した場合、別途、大綱を策定する必要はない。

5 大綱の対象とする期間

市長の任期が4年であること、また国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4～5年程度を想定している。